

福県医発第380号(地)

令和3年 4月30日

各医師会長 殿

福岡県医師会

会長 松田 峻一良

(公印省略)

新型コロナウイルスワクチンに係る予防接種に関する障害者への接種について

障害者に対する新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（以下「新型コロナウイルスワクチン」という。）につきましては、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する合理的配慮の提供について」（令和3年3月3日付厚生労働省事務連絡（別添））において、障害特性を踏まえた適切な配慮が提供されるよう必要な事項が示されているところです。

今般、障害者に対する新型コロナウイルスワクチン接種が迅速かつ円滑に行われるよう、下記の留意すべき事項について厚生労働省より各都道府県等宛に事務連絡が発出され本会に対して日本医師会を通じて連絡がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の程、よろしくお願い申し上げます。

#### 記

- ・障害者が新型コロナウイルスワクチンの接種を受けるに当たっては、障害特性への配慮が必要であるほか、公的な福祉サービスによる支援が必要な場合などもあることから、必要な段取り等に要する期間も考慮の上、接種の意向や接種する場合の段取り等について、かかりつけ医等と相談しておくことが必要であること。
- ・市区町村等においては、接種対象者が接種可能となった段階で速やかに接種を受けられるようにするため、接種を行う場合の準備をあらかじめ進められるよう、障害者とかかりつけ医等が早めに相談することについて、関係団体等の協力も得ながら、周知を行うこと。
- ・障害者に新型コロナウイルスワクチンを接種できる、かかりつけ医等がない場合は、必要に応じ、市区町村等において医師会等の関係団体と連携のもと、実施可能な医療機関や市区町村が設ける会場等を紹介するなどの対応を行うこと。
- ・高齢者である障害者、基礎疾患を有する障害者や基礎疾患を有しない障害者のいずれの場合も、それぞれの接種可能段階において円滑かつ迅速に接種が可能となるよ

う、市区町村等においてはきめ細かな相談や接種時等の障害特性に考慮した対応など合理的な配慮を行うこと。

- 市区町村等における障害者からの相談に当たっては、別添「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する合理的配慮の提供について」等も参考としつつ、障害者が必要な情報を得ることができるよう、適切な対応を行うこと。

(健Ⅱ51)  
令和3年4月21日

都道府県医師会  
担当理事 殿

日本医師会常任理事  
釜 范 敏  
江 澤 和 彦  
(公印省略)

### 新型コロナウイルスワクチンに係る予防接種に関する障害者への接種について

障害者に対する新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（以下「新型コロナウイルスワクチン」という。）につきましては、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する合理的配慮の提供について」（令和3年3月3日付厚生労働省事務連絡（別添））において、障害特性を踏まえた適切な配慮が提供されるよう必要な事項が示されているところです。

今般、障害者に対する新型コロナウイルスワクチン接種が迅速かつ円滑に行われるよう、下記の留意すべき事項について厚生労働省より各都道府県等宛に標記の事務連絡が発出されましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管内郡市区医師会及び関係機関への情報提供についてご高配賜りますようお願い申し上げます。

### 記

- ・ 障害者が新型コロナウイルスワクチンの接種を受けるに当たっては、障害特性への配慮が必要であるほか、公的な福祉サービスによる支援が必要な場合などもあることから、必要な段取り等に要する期間も考慮の上、接種の意向や接種する場合の段取り等について、かかりつけ医等と相談しておくことが必要であること。
- ・ 市区町村等においては、接種対象者が接種可能となった段階で速やかに接種を受けられるようにするため、接種を行う場合の準備をあらかじめ進められるよう、障害者とかかりつけ医等が早めに相談することについて、関係団体等の協力も得ながら、周知を行うこと。
- ・ 障害者に新型コロナウイルスワクチンを接種できるかかりつけ医等がない場合は、必要に応じ、市区町村等において医師会等の関係団体と連携のもと、実施可能な医療機関や市区町村が設ける会場等を紹介するなどの対応を行うこと。
- ・ 高齢者である障害者、基礎疾患を有する障害者や基礎疾患を有しない障害者いずれの場

合も、それぞれの接種可能段階において円滑かつ迅速に接種が可能となるよう、市区町村等においてはきめ細かな相談や接種時等の障害特性に考慮した対応など合理的な配慮を行うこと。

- ・ 市区町村等における障害者からの相談に当たっては、別添「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する合理的配慮の提供について」等も参考としつつ、障害者が必要な情報を得ることができるよう、適切な対応を行うこと。

#### 【添付資料】

- 新型コロナウイルスワクチンに係る予防接種に関する障害者への接種について（厚生労働省 健康局健康課、社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 令和3年4月13日付事務連絡）
- 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する合理的配慮の提供について（厚生労働省 健康局健康課予防接種室、社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 令和3年3月3日付事務連絡）

事務連絡  
令和3年4月13日

各都道府県及び市区町村 衛生主管部（局） 御中  
各都道府県及び市区町村 障害保健福祉主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

新型コロナウイルスワクチンに係る予防接種に関する障害者への接種について

障害者に対する新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（以下「新型コロナウイルスワクチン」という。）については、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する合理的配慮の提供について」（令和3年3月3日事務連絡）において、障害特性を踏まえた適切な配慮が提供されるよう、必要な事項をお示ししているところです。

今般、障害者に対する新型コロナウイルスワクチン接種が迅速かつ円滑に行うことができるよう、留意すべき事項を下記の通りお示ししますので、都道府県及び市町村（以下「市区町村等」という。）におかれては、それぞれの衛生部局や障害保健福祉部局において、この留意すべき事項を踏まえ、引き続き連携を図るとともに、医療関係団体や障害者関係団体等ともご協力いただきますよう、お願いいたします。

併せて、市区町村等におかれては、本事務連絡の内容を管内の関係団体に周知いただくようお願いいたします。

## 記

障害者が新型コロナウイルスワクチンの接種を受けるに当たっては、障害特性への配慮が必要であるほか、公的な福祉サービスによる支援が必要な場合などもあることから、必要な段取り等に要する期間も考慮の上、接種の意向や接種する場合の段取り等について、かかりつけ医等と相談しておくことが必要で

ある。

このため、市区町村等においては、接種対象者が接種可能となった段階で速やかに接種を受けられるようにするため、接種を行う場合の準備をあらかじめ進められるよう、障害者とかかりつけ医等が早めに相談することについて、関係団体等の協力も得ながら、周知を行うこと。

また、障害者に新型コロナウイルスワクチンを接種できるかかりつけ医等がない場合については、必要に応じ、市区町村等において医師会等の関係団体と連携のもと、実施可能な医療機関や市区町村が設ける会場等を紹介するなどの対応を行うこと。

高齢者である障害者、基礎疾患を有する障害者や基礎疾患を有しない障害者いずれの場合にあっても、それぞれの接種可能段階において円滑かつ迅速に接種が可能となるよう、市区町村等においてはきめ細かな相談や接種時等の障害特性に考慮した対応など合理的な配慮を行うこと。

なお、市区町村等における障害者からの相談に当たっては、別添「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する合理的配慮の提供について」等も参考としつつ、障害者が必要な情報を得ることができるよう、適切な対応を行うこと。

以上

事務連絡  
令和3年3月3日

各都道府県衛生主管部（局）御中  
各都道府県障害保健福祉主管部（局）御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

### 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する合理的配慮の提供について

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（以下「新型コロナワクチン」という。）については、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」の改訂について」（令和3年2月16日健発0216第1号厚生労働省健康局長通知）において、接種体制の構築に向けた準備の参考となるよう、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施に関する手引き（第2.0版）」が示されたところですが、障害者に対し、新型コロナワクチンの円滑な接種が実施されるためには、障害特性に応じた合理的配慮の提供が必要と考えられます。

つきましては、下記のとおり、障害特性に応じた合理的配慮の提供に関する一例をお示ししますので、各々の障害特性を踏まえ適切な配慮が提供されるよう、衛生部局や障害保健福祉部局等において、引き続き連携を図っていただきますよう御協力をお願いするとともに、本事務連絡の内容を管内市区町村に周知いただくようお願いいたします。

なお、障害特性を踏まえた適切な配慮の提供に当たっては、視聴覚障害者情報提供施設等の地域の関係機関と連携を図っていただくよう、重ねてお願いいたします。

### 記

#### 1 障害者に係る相談体制の確保や情報周知について

新型コロナワクチンに関する相談体制については、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する相談体制の構築について」（令和3年2月17日付け事務連絡）において、自治体における相談体制の構築をお願いしているところですが、聴覚障害者等については電話により相談することが困難な場合もあることから、コー

ルセンター等の相談窓口では、電話以外にも、FAX やメール等による相談対応についても可能とさせていただくようお願いします。また、知的障害者や発達障害者等に対しては、専門的な用語や抽象的な言葉を用いず、平易な言葉で繰り返し説明する、分かりやすい絵カードや写真等を用いるなどの配慮をお願いします。

また、新型コロナワクチンに関する情報周知に関して、視覚障害者については、十分に情報を入手することが困難な場合もあることから、視覚障害者が郵送物の選別をするために、内容（「新型コロナウイルスの予防接種のご案内」等）及び発信元（自治体名等）を点字や拡大文字での表記を検討するようお願いします。これ以外にも、自治体のホームページ等において、視覚障害者向けテキストデータや、聴覚障害者向け字幕映像の提供等についても検討をお願いします。

## 2 接種時等における合理的配慮等について

新型コロナワクチンの接種を実施する医療機関や市区町村が設ける会場等においては、介助者や家族に対して丁寧な説明を行うとともに、可能な限り、

- ・ 聴覚障害者等向けにコミュニケーションボード等による案内
- ・ 視覚障害者等向けに放送や音声による案内
- ・ 知的障害者や発達障害者等に対する分かりやすい言葉や、絵カード・写真等を用いた丁寧な説明

等の障害特性を考慮した対応をお願いします。

加えて、障害者が新型コロナワクチンの接種を受けるに当たっては、接種会場において、公的な福祉サービスによる支援（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、移動支援、遠隔手話サービスを含めた意思疎通支援事業等）が円滑・柔軟に受けられるよう配慮をお願いします。

<参考>

「医療機関における障害者への合理的配慮 事例集」

（平成 29 年度障害者総合福祉推進事業）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000331883.pdf>